第４号様式（第３条第１項、第４条及び第５条）　　　　　　　　　　　　 道路(立体横断施設)用

適合状況一覧表

※この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第６をもとに作成したものです。

↓ 対象となる整備項目にチェックをしてください。　「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | チェック項目 |
| □ １　通路 | 通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1) 幅は、200㎝以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  | (2) 段を設けないこと。ただし、段を２の項に定める構造に準じたものとし、３の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機その他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。 | 段(高低差)あり・なし |  |
|  |  | ［２の項に定める構造］ |
|  |  | ２(1) 幅は、150㎝以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  |  | ２(2) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。 |
|  |  |  | ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ60㎝以上65㎝以下のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  | イ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  | ウ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  | エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ２(3)　回り段でないこと。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ２(4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ２(5)　路面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ２(6)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ２(7)　段鼻には、滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ２(8)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ［３の項に定める構造］　 |
|  |  | ３(1)　幅は、135㎝以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  |  | ３(2)　勾配は、８%以下とすること。 | 　　　　％ |  |
|  |  | ３(3) 高さが75㎝を超えるものにあっては、高さ75㎝以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ３(4)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の水平部分を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ３(5)　傾斜路の両側には、側壁又は柵及び高さ5cm以上の立ち上がり部を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ３(6)　路面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ３(7)　必要に応じ、２の項(2)に定める構造の手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | ［２の項(2)の項に定める構造］　　　　　　　　 |
|  |  |  | ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ60㎝以上65㎝以下のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  | イ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  |  | ウ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  |  | エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | (3)　 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | (4)　 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ２　階段 | 昇降部分の階段は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1)　幅は、150㎝以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  | (2)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。 |
|  |  | ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ60㎝以上65㎝以下のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | イ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ウ 握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | (3) 回り段でないこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | (4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (7) 段鼻には、滑り止めを設けること。  | 適合・不適合 |  |
|  | (8) 蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ４　エレベーター | 大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。 |
|  | (1) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  | (2) かごの奥行きは、135cm以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  | (3) かごの幅は、140cm以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  | (4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (5) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (6) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (7) かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (8)　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (9)　かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (10) かご内又は乗降口に、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (11) 乗降口に接続する歩道又は通路の部分は高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150㎝以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (12) 乗降口に、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ５　案内表示 | 案内表示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1)　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (3)　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (4)　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| (5)　案内表示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ６　視覚設備 | (1) 次の場所には、別表第３の３の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。 |
|  | ア　立体横断施設の昇降口並びに階段、段及びエスカレーターの始終端部に近接した路面 | 適合・不適合 |  |
| イ　不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所 | 適合・不適合 |  |
|  | ［別表第３の３の項(2)に定める構造］ |
| ３　３(2)ア　大きさは縦横それぞれ30㎝又は40㎝とすること。 | 　　　　㎝ |  |
| ３　３(2)イ　色は、原則として黄色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３　３(2)ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３　３(2)エ　形状は、次のとおりとすること。 |
|  | ３　３(2)エ(ア)　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３　３(2)エ(イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３　３(2)エ(ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　階段、段及び傾斜路の手すりの端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3)　エスカレーターを設ける場合は、くし板の端部と踏段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとしなければならない。 | 適合・不適合 |  |